

菊陽町 貨物自動車運送事業者支援補助金

町内の中小貨物自動車運送事業者の負担を軽減するため、補助金を交付します。



補助額	一般貨物自動車運送事業 1台につき20,000円 貨物軽自動車運送事業 1台につき10,000円
対象車両	貨物自動車運送事業用として、所有又はリースにより借受け、使用している車両のうち、自動車検査証に記録された事項について、次の要件をすべて満たしている車両 ①「登録年月日／交付年月日」欄に記載される年月日が、令和7年4月1日以前であること。 ②「使用の本拠の位置」欄に記載される住所が、菊陽町内であること。 ③「有効期間の満了する日」欄に記載される年月日が、補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）以降であること。
申請期間	令和7年4月14日（月）～令和7年5月16日（金）
対象者	○菊陽町内に事業所等を有する中小企業者であること。 ○令和7年4月1日時点で、貨物自動車運送事業に必要な許認可等を受けており、補助金受領後も当該事業を継続する意志があること。 ○町税の滞納がないこと。 申請様式はコチラ→
提出書類 (詳細は裏面)	(1)交付申請書兼請求書 (2)交付対象車両一覧表 (3)申請者本人名義の振込口座の通帳の写し (4)菊陽町内で貨物自動車運送事業を営む中小企業者であることが確認できる書類 (5)対象車両全ての自動車検査証の写し (6)滞納のない証明書 (7)チェックリスト
提出方法	窓口、郵送または電子メールで申請する

【お問合せ・申請先】菊陽町 商工振興課 ☎096-232-2165
〒869-1192 菊池郡菊陽町久保田2800
E-mail:shoko@town.kikuyo.lg.jp

提出書類

	提出書類	備考
1	補助金交付申請書兼請求書	
2	交付対象車両一覧表	
3	申請者名義の振込口座の通帳の写し	通帳を1ページ開いた部分 (カナ名義がわかるもの)
4	菊陽町内で貨物自動車運送事業を営む中小企業者であることが確認できる書類 (右記書類いずれも必要です)	【法人の場合】 直近の事業年度分の法人税確定申告書別表一の写し(収受印があるもの、電子申告の場合は受信通知を提出)、又は履歴事項全部証明書の写し(申請日から3か月以内に発行されたもの)
		【個人事業主の場合】 令和6年分の確定申告書第一表の写し(収受印があるもの、電子申告の場合は受信通知を提出)、又は開業届の写し
		【一般貨物自動車運送事業の場合】 運輸局からの許可証等の写しなど
		【貨物軽自動車運送事業の場合】 貨物軽自動車運送事業経営届出書の写しなど
5	対象車両全ての自動車検証の写し	電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し
6	滞納のない証明書	申請日から1か月以内に発行されたもの、写しも可
7	【個人事業主の場合】 申請者本人の本人確認書類の写し	運転免許証、マイナンバーカードなど